

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和二年十一月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県公営企業管理規程第二号

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程

第一条 秋田県企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第十八条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>百分の百二十</u>（企業職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上である職員のうち別表第六下欄に掲げる区分が一種又は二種とされている職を占める職員（休職にされている職員のうち第二十二条第一項に該当する職員以外の職員及び外国の地方公共団体の機関等又は公益的法人等に派遣された職員（第五項において「休職職員等」という。）を除く。）にあつては、<u>百分の百</u>）を乗じて得た額に、条例第十条第一項に規定する基準日（以下この条及び第二十二条において単に「基準日」という。）以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員及び短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>百分の百二十</u>」とあるのは「<u>百分の六十五</u>」と、「<u>百分の百</u>」とあるのは「<u>百分の五十五</u>」とする。</p> <p>3 8 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第十八条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>百分の百二十五</u>（企業職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上である職員のうち別表第六下欄に掲げる区分が一種又は二種とされている職を占める職員（休職にされている職員のうち第二十二条第一項に該当する職員以外の職員及び外国の地方公共団体の機関等又は公益的法人等に派遣された職員（第五項において「休職職員等」という。）を除く。）にあつては、<u>百分の百五</u>）を乗じて得た額に、条例第十条第一項に規定する基準日（以下この条及び第二十二条において単に「基準日」という。）以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員及び短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の七十</u>」と、「<u>百分の百五</u>」とあるのは「<u>百分の六十</u>」とする。</p> <p>3 8 略</p>

第二条 秋田県企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第十八条 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五（企業職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上である職員のうち別表第六下欄に掲げる区分が一種又は二種とされている職を占める職員（休職にされている職員のうち第二十二條第一項に該当する職員以外の職員及び外国の地方公共団体の機関等又は公益的法人等に派遣された職員（第五項において「休職職員等」という。）を除く。）にあつては、百分の百二・五）を乗じて得た額に、条例第十条第一項に規定する基準日（以下この条及び第二十二條において単に「基準日」という。）以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 略</p> <p>2 法第二十八條の四第一項の規定により採用された職員及び短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第十八条 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十（企業職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上である職員のうち別表第六下欄に掲げる区分が一種又は二種とされている職を占める職員（休職にされている職員のうち第二十二條第一項に該当する職員以外の職員及び外国の地方公共団体の機関等又は公益的法人等に派遣された職員（第五項において「休職職員等」という。）を除く。）にあつては、百分の百）を乗じて得た額に、条例第十条第一項に規定する基準日（以下この条及び第二十二條において単に「基準日」という。）以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 略</p> <p>2 法第二十八條の四第一項の規定により採用された職員及び短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十五」とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規程は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。